

## 「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業（就職・転職支援のためのリカレント教育プログラムの開発・実施）」における評価方法等について

### I 採択案件の決定方法

「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業（就職・転職支援のためのリカレント教育プログラムの開発・実施）」の委託先決定のため、申請のあった企画提案書について審査を行う。審査委員の評価を平均した得点の高い者の中から予算の範囲内で、職業分野、実施する取組のバランス、地域性等のバランス、予算状況等を総合的に勘案し、a、bコースを優先的に採択先として決定するものとする。なお、審査過程、各委員の審査結果については、非公開とする。

### II 審査方法等

#### 〔審査体制〕

文部科学省総合教育政策局に置かれた審査委員会において、企画提案書に基づき審査を実施する。

#### 〔追加資料の要求〕

審査委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

#### 〔利害関係者の排除〕

審査委員は、本人が審査対象事業の利害関係者とみなされる申請に係る審査には参加できない。その他、審査委員が中立・公正に審査することが困難であると判断された場合にも、同様とする。

#### ＜利害関係者とみなされる場合の例＞

\* 審査委員が所属している教育機関や団体等からの申請である場合

\* 審査委員が所属している教育機関や企業・団体等と連携した取組である場合（ただし、教育機関においては同一の部局に限る。）

※その他利害関係者の範囲は「審査委員の利害関係者に対する審査基準（平成31年1月25日付け30文科会第1105号文部科学省大臣官房会計課長通知）」によること。

### III 審査に係る評価項目

企画提案された事業の採否に当たっては、別添「評価項目」の「評価の観点」欄のそれぞれの項目に対して、「配分点」欄に記載の点数を上限として採点し、各審査委員の合計点の平均点を企画提案の得点とする。

なお、aコースは、「配分点」の合計に1.05の係数をかけて、評価点を算出するとともに、bコースは、「配分点」の合計に1.03の係数をかけて、評価点を算出する。

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価に係る評価基準として、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分による評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階3＝3点
- ・プラチナえるぼし認定企業＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点

**○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）**

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝2点

**○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定**

- ・ユースエール認定＝2点

**○上記に該当する認定等を有しない＝0点**

さらに、評価を実施した審査委員が付した意見、並びに採択分野のバランスを踏まえた相対的な観点からの評価を総合的に判断し、採択案件を決定するものとする。

ただし、各審査委員の合計点の平均点（係数をかける前の点数）が、54点に満たないものは採択しない。または各評価項目（評価項目8及び14を除く。）の配分点の平均点が一つでも「やや不適當である」の配分点を下回った者は採択しない。

別添「評価項目」

○就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業

評 価 の 観 点		配分点	
評 価 項 目	【事業の概要、概念図】		
	1	各コースの事業の目的に沿った、取組内容が明確に記載されているか。	5点
	2	事業規模、地域、分野等を踏まえた意欲的な数値目標が設定されているか。数値目標の妥当性について、根拠が示されているか。	5点
	3	新型コロナウイルス感染症感染予防の対応がとられているか。	5点
	4	開発したプログラムや形成したネットワークの発展的かつ継続的な活動が計画されているか。	5点
	【実施体制】		
	5	地域ニーズ、受講者ニーズを踏まえたプログラムの開発・実施に向けた実施体制（事業実施員会の位置づけ含む）が構築されているか。	5点
	6	プログラムの開発・実施に当たって、連携機関の役割、協力事項が具体的に記載されているか。また、その内容が、プログラムの開発・実施に適したものとなっているか。	5点
	7	事業全体の成果検証が適切な方法で実施される計画となっているか。	5点
	8	複数の大学等が連携体制を構築し、複数のプログラム（少なくとも各大学等において、1プログラム以上実施すること。）を実施している。（加点要素）	5点
	【年間計画】		
	9	取組の年間計画は、妥当かつ具体的なものになっているか。	5点
	【学生の就職支援】		
10	地方公共団体、労働局・ハローワークとの連携など、受講者の円滑な転職・就職・起業を促すための工夫が成果を見込めるものとなっており、就職支援が本事業を遂行する上で妥当なものとなっているか。	15点	
【これまでのリカレント教育等の実績】			
11	これまでのリカレント教育の実績、リカレント教育に係る地方公共団体・企業等との連携実績、社会人の就職支援実績を踏まえ、今回の企画提案が実現可能と判断できるか。	5点	
【本事業で開設するプログラム】			
12	開発・実施するプログラムが地域ニーズ、受講者ニーズを踏まえた就職に必要な実践的、専門的な内容となっているか。（募集方法、教育内容（授業科目等）、授業時間数、教育方法、学修成果等）	25点	
【所要経費】			
13	経費の内容は明確かつ妥当であり、事業実施上必要不可欠なものとなっているか。過大な経費が計上されていないか。	5点	
【ワーク・ライフ・バランスの推進に関する評価項目】			

14	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点</li> <li>・認定段階3＝3点</li> <li>・プラチナえるぼし認定企業＝5点</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点</li> </ul> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点</li> <li>・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1.5点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝2点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝2点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>	5点
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

<配分点の考え方>

	大変優れている	優れている	やや優れている	やや不適當である	不適當である
5点満点	5	4	3	2	0
15点満点	15	12	9	6	0
25点満点	25	20	15	10	0

# 令和2年度「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業（就職・転職支援のためのリカレント教育プログラムの開発・実施）」審査要領

## I 採択案件の決定方法

本事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業（就職・転職支援のためのリカレント教育プログラムの開発・実施）審査委員会を置く。本事業の選定は当該審査委員の評価を平均した得点が高い者の中から予算の範囲内で、職業分野、実施する取組バランス、地域性等のバランス、予算状況等を総合的に勘案し、a、bコースを優先的に採択先として決定するものとする。

## II 審査方法等

### 〔審査体制〕

文部科学省総合教育政策局に設置された審査委員会において、企画提案書に基づき、審査を実施する。審査は、原則として5名以上の審査委員によって行う。各審査委員が実施した評価の結果については、採択決定の前にあらかじめ共有するものとする。

### 〔追加資料の要求〕

審査委員は、必要に応じて審査期間中に企画提案書のほかに、企画提案内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることができる。

### 〔利害関係者の排除〕

審査委員は、本人が審査対象事業の利害関係者とみなされる申請に係る審査には参加できない。その他、審査委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される場合にも同様とする。

### ＜利害関係者とみなされる場合の例＞

- \* 審査委員が所属している教育機関や団体等からの申請である場合
- \* 審査委員又は審査委員が所属している教育機関や企業・団体等と連携した取組である場合（ただし、教育機関においては同一の部局に限る。）
- ※その他利害関係者の範囲は「審査委員の利害関係者に対する審査基準（平成31年1月25日付け30文科会第1105号文部科学省大臣官房会計課長通知）」によること。

### 〔留意事項〕

審査委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 審査で知り得た情報を口外してはならないこと。
- ・ 競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課又は地域学習推進課に申し出なければならないこと。